通所介護運営規程

社会福祉法人愛知育児院

南山の郷デイサービスセンター運営規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人愛知育児院（＝開設者）が設置経営する指定通所介護及び指定介護予防通所介護・予防専門型通所サービス事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員が、要介護状態（介護予防通所介護・予防専門型通所サービスにあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び指定介護予防通所介護・予防専門型通所サービスを提供し、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（基本方針）

第２条　指定通所介護の提供にあたっては、要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

２．指定介護予防通所介護・予防専門型通所サービスの提供にあたっては、要支援者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の心身機能の維持又は向上を目指すものとする。

３．事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健･医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（運営の方針）

第３条　本事業所において提供する指定通所介護及び指定介護予防通所介護・予防専門型通所サービスは、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

２．利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

３．利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。

４．適切な介護技術をもってサービスを提供する。

５．常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

６．居宅サービスが作成されている場合は、当該計画に沿った通所介護を提供する。

（事業所の名称）

第４条　本事業所の名称は次のとおりとする。

南山の郷デイサービスセンター（以下、「事業所」という）

（事業所の所在地）

第５条　本事業所の所在地は次のとおりとする。

愛知県名古屋市昭和区南山町５番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第６条　本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一、管理者　１名（常勤兼務、相談員を兼務）

管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定通所介護及び指定予防通所介護・予防専門型通所サービスの提供に当たる。

二、 生活相談員　２名（常勤専従１名、常勤兼務１名（管理者を兼務）

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

三、看護職員　２名（非常勤兼務２名　機能訓練指導員との兼務（うち１名 特養看護職員と兼務））

看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

四、介護職員　１０名

（常勤専従７名、非常勤専従３名）

介護職員は通所介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。

また、リフトバスによる利用者の送迎を行う。

五、機能訓練指導員　４名（常勤専従２名、非常勤兼務 2 名　看護職員との兼務（うち１名 特養看護職員と兼務））

（営業日及び営業時間）

第７条　本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

一、営業日　年中無休とする。但し、１２月２９日から１月３日を除く。

二、営業時間　午前８時３０分から午後５時３０分までとする。

三、サービスの提供時間　午前９時２０分から午後４時３０分までとする。

（指定通所介護及び指定介護予防通所介護・予防専門型通所サービスの利用定員）

第８条　１日に指定通所介護及び指定介護予防通所介護・予防専門型通所サービスのサービスを提供する定員は３４名（通常規模）とする。

（指定通所介護及び指定介護予防通所介護・予防専門型通所サービスの内容）

第９条　指定通所介護及び指定介護予防通所介護・予防専門型通所サービスの内容は次のとおりとする。

一、日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

ア、排泄の介助

イ、移動の介助

ウ、通院の介助等その他必要な身体の介護

エ、養護（休養）

二、健康状態の確認

三、機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。

ア、日常生活動作に関する訓練

イ、レクリエーション

ウ、グループワーク

エ、行事的活動

オ、体操

カ、趣味活動

キ、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練

四．口腔機能向上サービス

口腔機能が低下又はそのおそれのある利用者に対して、口腔機能の向上を目指して個別に訓練を提供する。

ア．口腔清掃の指導若しくは実施

イ．摂取・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施

五．送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車輌により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車輌への昇降及び移動の介助を行う。

六．入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

・入浴形態

ア、一般浴槽による入浴

イ、特殊浴槽による入浴

・介助の種類（必要に応じて行う）

ア、衣類着脱

イ、身体の清拭、洗髪、洗身

ウ、その他必要な介助

七．食事サービス

ア、準備、後始末の介助

イ、食事摂取の介助

ウ、その他必要な食事の介助

エ、調理

八．相談、助言等に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

ア、日常生活動作に関する訓練の相談、助言

イ、福祉用具の利用法の相談、助言

ウ、住宅改修に関する情報提供

エ、家族介護者教室の開催

オ、その他の必要な相談、助言

九．時間延長サービス

利用者及びその家族からの希望に応じ、介護保険外サービスとして時間延長サービスを提供する。

ア、サービス提供日　　平日のみ（土、日曜、祝日は休み）とする。

イ、サービス提供時間　通常のサービス提供時間終了後、午後６時３０分～午後７時３０分までとする。

（通所介護計画の作成等）

第１０条　指定通所介護及び指定介護予防通所介護・予防専門型通所サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所介護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護計画を作成する。

２．通所介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し同意を得る。

３．利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

（通所介護の利用料等）

第１１条　本事業所が提供する指定通所介護及び指定介護予防通所介護・予防専門型通所サービスの利用料は、当該サービスについて厚生大臣が定める基準により算定した費用の額から当該施設に支払われる介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受けるものとする。但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払を受ける。

一、次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

事業の実施地域を越えて、片道１０㎞未満　　３２５円

事業の実施地域を越えて、片道１０㎞以上　　１km を超える毎に３３円加算

二、利用者の希望により、介護報酬設定上通常の利用時間とされる時間を超えてサービスを提供する場合に要する費用のうち、介護報酬額を超える額（夕食代込み）

時間延長サービス（平日の１９時３０分まで）

要介護１	１，２９９円
要介護２	１，４４０円
要介護３	１，５８６円
要介護４	１，７３２円
要介護５	１，８７８円

三、食　　費　　食事１回分につき(おやつ代含む)　　６５０円

四、おむつ代　　実　費

五、前各号に掲げるものの他、通所介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担する事が適当と認められる費用　　実　費

２．前項の費用の支払を含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

３．利用料の支払いは、現金又は銀行口座振込又は郵便振替により、指定期日までに受ける。

（通常の事業の実施地域）
第１２条　通常の事業の実施区域は次のとおりとする。
昭和区、瑞穂区、天白区

（サービスの提供記録の記載）
第１３条　指定通所介護及び指定介護予防通所介護・予防専門型通所サービスを提供した際には、その提供日及び内容、当該指定通所介護について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

（秘密保持）
第１４条　本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。
２．従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

（苦情処理）
第１５条　提供した指定通所介護及び指定介護予防通所介護・予防専門型通所サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の設置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じるものとする。

（損害賠償）
第１６条　利用者に対する指定通所介護及び指定介護予防通所介護・予防専門型通所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（衛生管理）
第１７条　指定通所介護及び指定介護予防通所介護・予防専門型通所サービスに使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。
２．従業者等は、感染症等に関する知識の習得に努める。

（緊急時における対応方法）
第１８条　指定通所介護及び指定介護予防通所介護・予防専門型通所サービスの提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずる。

（非常災害対策）
第１９条　指定通所介護及び指定介護予防通所介護・予防専門型通所サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、

災害時には、避難等の指揮をとる。
２．非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。
（サービス利用に当たっての留意事項）
第２０条　指定通所介護及び指定介護予防通所介護・予防専門型通所サービスの利用者は、当事業所の運営に支障をきたすような、また、他の利用者に迷惑を及ぼすような言動をしてはならない。

（その他運営についての留意事項）
第２１条　従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。
一、採用時研修　　採用後１か月以内
二、階層別研修　　随時
２．従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者又は家族から求められたときは、これを提示する。
３．事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
４．この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人愛知育児院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則
この規程は、平成１２年　４月１日より施行。
この規程は、平成１３年１０月１日より施行。
この規程は、平成１５年　４月１日より施行。
この規程は、平成１５年１０月１日より施行。
この規程は、平成１６年　４月１日より施行。
この規程は、平成１７年　４月１日より施行。
この規程は、平成１７年１０月１日より施行。
この規程は、平成１８年　４月１日より施行。
この規程は、平成１９年　２月１日より施行。
この規程は、平成１９年　６月１日より施行。
この規程は、平成１９年１２月１日より施行。
この規程は、平成２０年　６月１日より施行。
この規程は、平成２１年　４月１日より施行。
この規程は、平成２１年　６月１日より施行。
この規程は、平成２２年　６月１日より施行。
この規程は、平成２２年１０月１日より施行。
この規程は、平成２３年　６月１日より施行。
この規程は、平成２４年　４月１日より施行。
この規程は、平成２４年　６月１日より施行。
この規程は、平成２５年　６月１日より施行。
この規程は、平成２６年　４月１日より施行。
この規程は、平成２６年　６月１日より施行。
この規程は、平成２７年　４月１日より施行。

この規程は、平成２７年　６月１日より施行。
この規程は、平成２７年　８月１日より施行。
この規定は、平成２８年　６月１日より施行。
この規定は、平成２９年　４月１日より施行。
この規定は、平成３０年　１月１日より施行。
この規定は、平成３０年　7月１日より施行。
この規定は、令和　１年　６月１日より施行。
この規定は、令和　２年　４月１日より施行。